

(審査 ・ 処分) 基準

基準の名称	違反事業者等に対する指示及び業務停止命令等に係る処分基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
特定商取引に関する法律	第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項前段、第 1 4 条第 1 項又は第 2 項、第 1 5 条第 1 項前段又は第 3 項、第 2 2 条第 1 項、第 2 3 条第 1 項前段、第 3 8 条第 1 項から第 4 項、第 3 9 条第 1 項前段、同条第 2 項前段、同条第 3 項前段又は第 5 項、第 4 6 条第 1 項、第 4 7 条第 1 項前段、第 5 6 条第 1 項又は第 2 項、第 5 7 条第 1 項前段又は第 3 項、第 5 8 条の 1 2 第 1 項、第 5 8 条の 1 3 第 1 項前段	違反事業者等に対する指示及び業務の停止等
基 準 の 内 容		
<p>法第 7 条第 1 項の規定による訪問販売に係る販売業者又は役務提供事業者に対する指示、法第 8 条第 1 項前段の規定による訪問販売に係る販売業者又は役務提供事業者に対する業務の停止、法第 1 4 条第 1 項又は第 2 項の規定による通信販売に係る販売業者若しくは役務提供事業者又は通信販売電子メール広告受託事業者に対する指示、法第 1 5 条第 1 項前段又は第 3 項の規定による通信販売に係る販売業者若しくは役務提供事業者又は通信販売電子メール広告受託事業者に対する業務の停止、法第 2 2 条第 1 項の規定による電話勧誘販売に係る販売業者又は役務提供事業者に対する指示、法第 2 3 条第 1 項前段の規定による電話勧誘販売に係る販売業者又は役務提供事業者に対する業務の停止、法第 3 8 条第 1 項から第 4 項までの規定による統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対する指示、法第 3 9 条第 1 項前段、同条第 2 項前段、同条第 3 項前段又は第 5 項の規定による統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対する連鎖販売取引等の停止、法第 4 6 条第 1 項の規定による特定継続的役務提供に係る役務提供事業者又は販売業者に対する指示、法第 4 7 条第 1 項前段の規定による特定継続的役務提供に係る役務提供事業者又は販売業者に対する業務の停止、法第 5 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による業務提供誘引販売業を行う者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対する指示、法第 5 7 条第 1 項前段又は第 3 項の規定による業務提供誘引販売業を行う者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対する業務提供誘引販売取引等の停止、法第 5 8 条の 1 2 第 1 項の規定による訪問購入に係る購入業者に対する指示及び法第 5 8 条の 1 3 第 1 項前段の規定による訪問購入に係る購入業者に対する業務の停止は、それぞれの条項に定める処分の基準のほか、事業者によるコンプライアンス体制の状況、違反行為の悪質性及び被害の現実の広がりや将来の拡大可能性等の観点を総合的に考慮の上、行うものとする。</p>		